

# 忘れずに手続きしましょう 毎年の申請が不要になる場合があります あります

## 免除申請手続き

### ●受付期間

平成23年7月から平成24年6月までの期間の保険料免除等申請の受付は、平成24年7月31日(火)までになります。

平成24年7月から平成25年6月までの期間の保険料免除等申請の受付は、平成24年7月31日(火)までになります。

### ●必要なもの

印鑑、年金手帳、失業した場合に雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

### ●申請先

- 国分寺庁舎市民課
- 石橋庁舎市民課窓口
- 南河内庁舎市民課窓口

## 一度手続きすれば

### 継続希望者は手続き不要

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除と若年者納付猶予の承認を受けられた方が(一部納付の方は除く)、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請を希望される場合には、申請書の所定の欄に「○」印を付すことにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されます。

※失業者もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは一部免除申請の場合、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

# 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間については、10年前の分(平成14年6月分は平成24年6月まで)さかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができるようになっていきます(追納といいますが)。ただし、免除された年度も含めて3年度経過したものは、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

なお、平成24年度中に追納する場合は加算額を加えた追納額は下表のとおりです。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成23年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除	4分の3免除	4分の1免除	(当時の月額)
平成14年度の月分	14,940円	7,470円			(13,300円)
平成15年度の月分	14,720円	7,360円			(13,300円)
平成16年度の月分	14,510円	7,260円			(13,300円)
平成17年度の月分	14,560円	7,280円			(13,580円)
平成18年度の月分	14,610円	7,300円	10,950円	3,650円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,640円	7,320円	10,970円	3,650円	(14,100円)
平成20年度の月分	14,760円	7,370円	11,070円	3,690円	(14,410円)
平成21年度の月分	14,840円	7,420円	11,120円	3,700円	(14,660円)
平成22年度の月分	15,100円	7,550円	11,320円	3,770円	(15,100円)
平成23年度の月分	15,020円	7,510円	11,260円	3,750円	(15,020円)

※平成21年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます

**問い合わせ先**

**市民課 ☎40-5556**